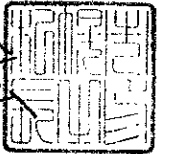


札幌市あけぼの荘管理規則及び札幌市老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 14 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 12 号

札幌市あけぼの荘管理規則及び札幌市老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 札幌市あけぼの荘管理規則（昭和41年規則第32号）第2条の2第1項
- (2) 札幌市老人ホーム条例施行規則（昭和45年規則第47号）第3条第1項の表札幌市長生園の項から札幌市菊寿園の項まで

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。